

3.資料編

3-1.技術的資料

床の滑り

床材の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとします。

1. 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)及び、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用います。

2. 評価方法

(1) 履物着用の場合の滑り

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望まれます。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路(傾斜角:θ)	C.S.R- $\sin\theta$ =0.4以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り(大量の水や石鹼水などかかる床を想定)

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)※を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望れます。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値(案)

床の種類	単位空間等	推奨値(案)
素足で動作し大量の水や石鹼水などかかる床	浴室(大浴場)、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望れます。
- ・特に高齢者等にとって、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることがあります。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望れます。

3. 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望れます。

参考：床材と滑りやすさ

下足床で歩行する場合
(靴、運動靴、サンダル)

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2

対象となる床	事務所、工場、店舗 ホテル、厨房	C.S.R (滑り抵抗値)										つまづき	
		転倒	油	水	油,水								
石材	本磨き、水磨き バーナー仕上げ		●	●			●		●	●	●	清潔	清潔
フローリング	塗装 無塗装		●	●		●			●	●	●	清潔	清潔
カーペット					●			●		●	●	清潔	
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工		●	●	●	●					●	清潔	清潔
セラミック、 タイル	施釉、平滑 無釉、ノンスリップ		●	●		●	●			●	●	清潔	清潔
モルタル、 コンクリート	金ゴテ仕上 ノンスリップ仕上			●	●	●	●	●	●	●	●	清潔	清潔

上足床で歩行する場合
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2

対象となる床	住宅、和室 舞台	C.S.R (滑り抵抗値)										つまづき
		転倒	油	水	油,水							
たたみ				●	●							
フローリング	塗装 無塗装		●		●	●	●	●				
カーペット				●			●					
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工		●		●	●	●	●				

素足で不自然な動作をする場合

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2

対象となる床	ふろ場、 プールサイド	C.S.R (滑り抵抗値)										つまづき
		転倒	シャボン	水	シャボン	水	シャボン	水	水	清潔	清潔	
石材	本磨き、水磨き バーナー仕上げ		●	●			●	●		●	●	
セラミック、 タイル	施釉、平滑 無釉、ノンスリップ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
プラスチック タイル、シート	平滑 エンボス加工		●	●	●	●	●	●	●	●	●	

最適範囲 ← → 許容範囲

出典：「小野英哲 東京工業大学名誉教授作成資料」

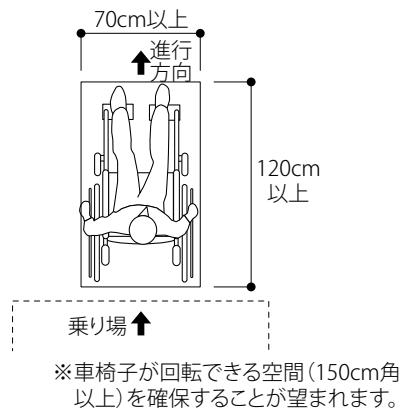
段差解消機（車椅子使用者用昇降機）

既存施設の改修、地形や建築物の構造等によりやむ得ず段が生じる場合で、段差解消機を設置する場合は、下記の考え方及び設計標準により、利用者が安全に乗降できるよう配慮します。

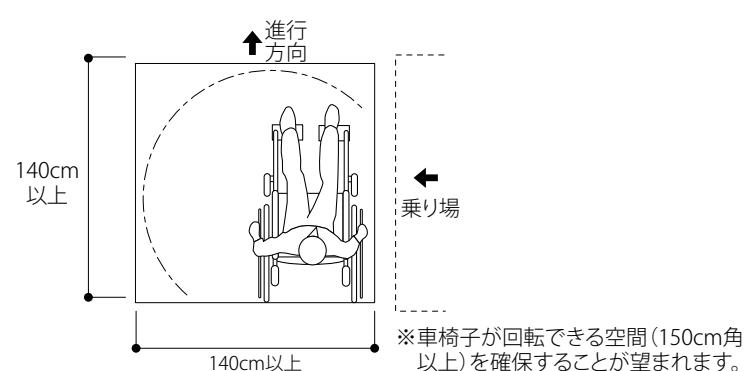
段差解消機の考え方

かごの大きさ	かごの幅は70cm以上、奥行120cm以上とします。
	かご内で車椅子使用者が90度回転して乗降する必要がある場合の かごの大きさは、開口140cm以上、奥行140cm以上とします。

(直線形式の場合)

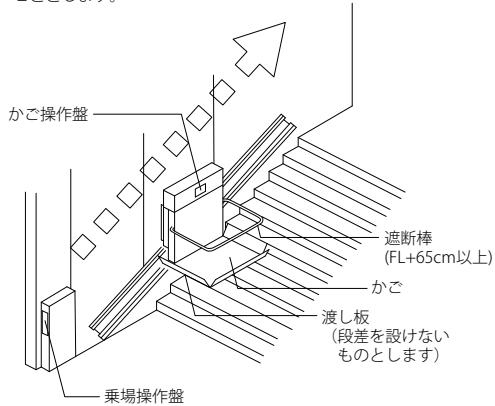


(90度の転回形式の場合)



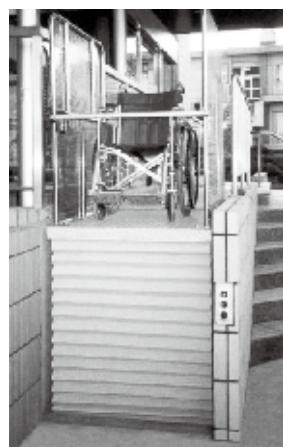
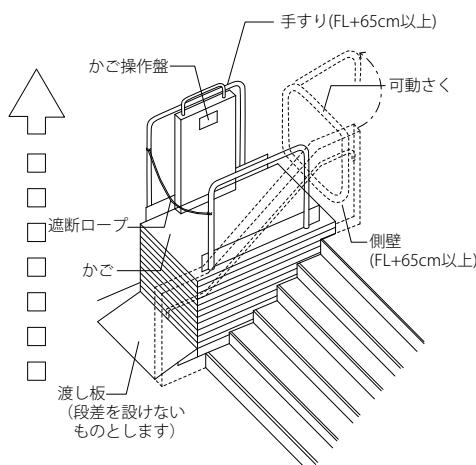
斜行型段差解消機の例

※障害物検知装置を設置した場合
壁又は囲いは設けなくてよい
こととします。



既存の階段に設置した斜行型段差解消機

垂直型段差解消機の例



段差解消機の構造については平成12年建設省告示第1413号第1第7号を参照してください。

便房内の操作部の配置等

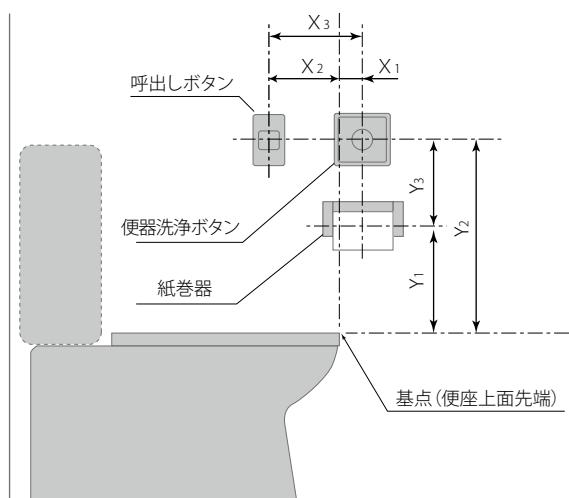
1. 操作部の形状

- ・便器洗浄ボタンの形状は丸形(○)とします。
- ・呼出しボタンの形状は便器洗浄ボタンと区別しやすい形状[例えば、四角形(□)又は三角(△)]とします。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとします。
- ・ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望されます。

2. 操作部の色及びコントラスト

- ・ボタンの色:操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとします。JIS S 0033に規定する"非常に識別性の高い色の組み合わせ"から選定することが望れます。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系にすることが望れます。
- ・ボタン色と周辺色のコントラスト:操作部は、ボタン色と周辺色とのコントラストを確保します。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031を参照し、明度差及び輝度比にも留意します。

操作部及び紙巻器の配置及び寸法



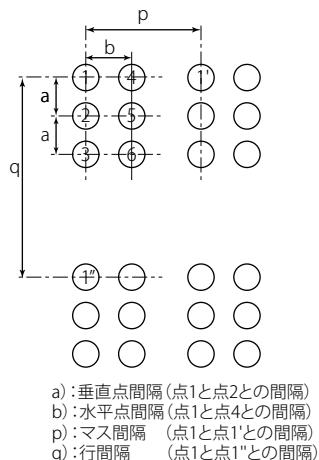
器具の種類	便座上面先端(基点)からの水平距離	便座上面先端(基点)からの垂直距離	二つの器具の距離
紙巻器	X1:便器前方へ 約0~100	Y1:便器上方へ 約150~400	—
便器洗浄ボタン		Y2:便器上方へ 約400~550	Y3:約100~200 (紙巻器との垂直距離)
呼出しボタン	X2:便器後方へ 約100~200		X3:約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離)

出典:「JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針-公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」

手すりの点字表示

- 点字は、手すりの長手方向と平行に表示します。
- 点字の行数は、3行以内とします。
- 断面が円形状の手すりで、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し側壁に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望まれます。上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平たん部からはみ出さないように表示します。

点字の点の間隔とマスとマスとの間隔



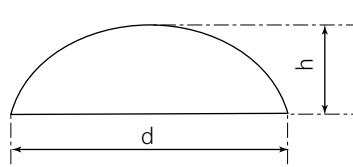
▼点字の間隔 (単位mm)

	中心間距離
a	2.2~2.8
b	2.0~2.8
p	5.1~6.8
q	10.0~15.0

▼bとqの関係 (単位mm)

b	qの範囲
2.0	5.1~6.0
2.1	5.2~6.1
2.2	5.4~6.2
2.3	5.6~6.3
2.4	5.8~6.3
2.5	6.0~6.3

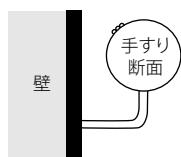
点字の点の断面形状



▼点字の点の断面寸法 (単位mm)

	寸法
d(底面の直径)	1.0~1.7
h(点の中心の高さ)	0.3~0.7

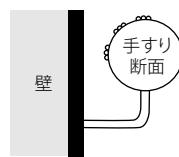
手すりの点字表示例



点字1行の場合



点字2行の場合



点字3行の場合

出典:「JIS T0921 アクセシブルデザイナー標識、設備及び機器への点字の適用方法」

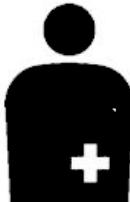
障がい者に関するマークについて1

街なかで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

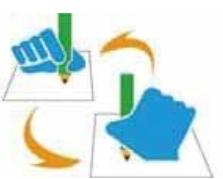
●主な障がい者マーク

名称とマーク	概要	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 https://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局交通企画課 TEL:03-3581-0141(代)</p>
【聴覚障害者標識】 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	
【ほじょ犬マーク】 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬についてはP310を参照してください。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p>

障がい者に関するマークについて2

名称とマーク	概要	連絡先
【盲人のための国際シンボルマーク】 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 https://ncwbj.or.jp/ TEL:03-5291-7885
【オストメイト用設備／オストメイト】 	<p>がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある方(オストメイト)のための設備があること及びオストメイトであることを表しています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある方であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。</p>	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 https://www.ecomo.or.jp/ TEL:03-5844-6265 FAX:03-5844-6294
【ハート・プラスマーク】 	<p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 https://h-plus-hp.ormanet.ne.jp/ E-mail: info@heartplus.org
【ヘルプマーク】 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	東京都福祉局 障害者施策推進部 企画課 社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147

障がい者に関するマークについて3

名称とマーク	概要	連絡先
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。聴覚障がい者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いします。</p>	<p>一般社団法人 全日本難聴者 ・中途失聴者団体連合会 https://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p>
【ヒアリングループマーク】 	<p>補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。</p>	
【手話マーク】 	<p>きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。</p>	<p>一般財団法人全日本ろうあ連盟 https://www.jfd.or.jp/</p> <p>TEL:03-6302-1430 FAX:03-6302-1449</p>
【筆談マーク】 	<p>きこえない・きこえにくい人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。</p>	

出典:「障害者に関するマークについて」(内閣府HP)

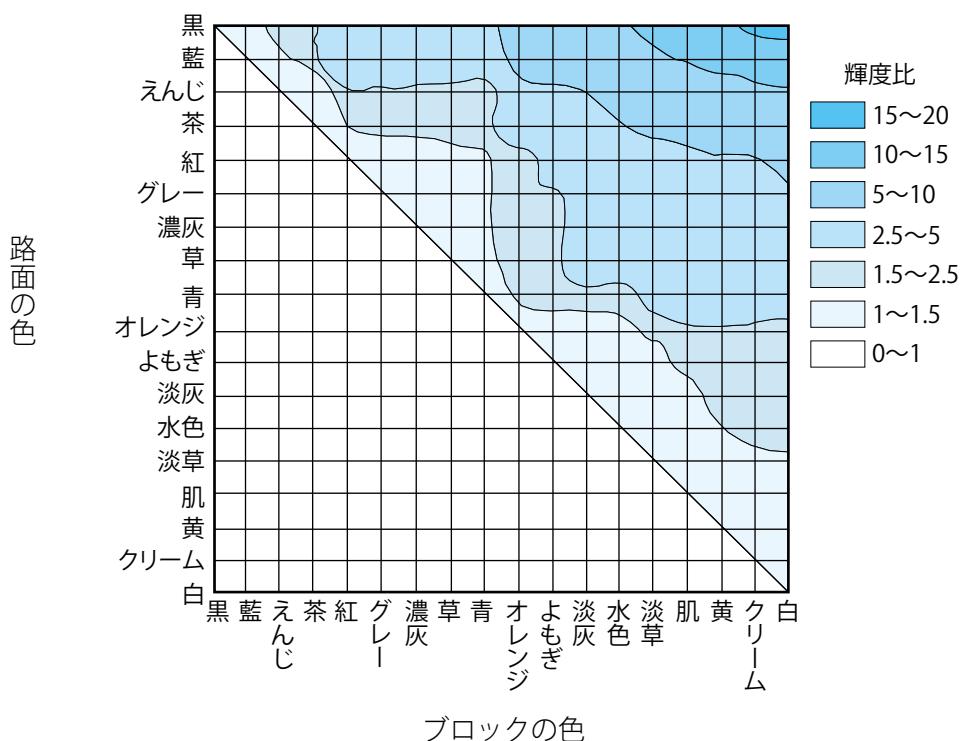
色の対比・輝度

参考：視覚障がい者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多くあります。従って、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要があります。

その指標として輝度比(ブロック等の輝度／路面の輝度)を利用した組み合わせが示されています。この例では、通常、黄色のブロックが好ましいですが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5～2.5という範囲が挙げられています。

輝度比の参考



カラー・バリアフリー

1. 色覚に障がいのある人

視覚に障がいのある人の見え方はさまざまで、全く見えない人、光の明暗だけが分かる人をはじめとして、少し見えるが日常生活に支障が生じているロービジョンの人、色の見え方が一般的な見え方と異なる色覚に障がいのある人などがあります。

色覚に障がいのある人は、遺伝子のタイプの違いや目の疾患等により色の見え方が一般的な見え方とは異なります。赤～緑の波長域が見分けづらい人の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人いるといわれます。

先天的に色覚に障がいのある人の多数は、赤色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「P型(1型)色覚」(色覚に障がいのある人の全体の約25%)、緑色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「D型(2型)色覚」(色覚異常者全体の75%)です。

2. 色覚に障がいのある人の見え方

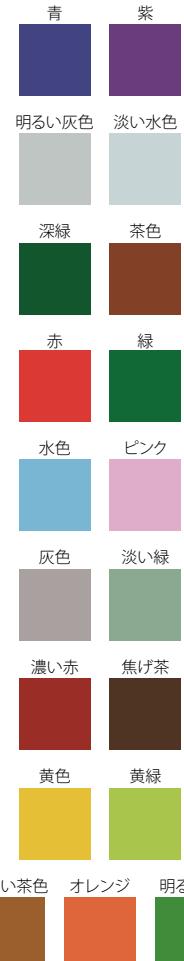
「P型(1型)色覚」、「D型(2型)色覚」の人は、水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴があります。案内表示などの色遣いについては、対比させる色の選び方への配慮が求められます。

また、後天的色覚障がい者は、コントラストに対する識別がしにくい等の特徴があり、高いコントラストの設定が求められます。

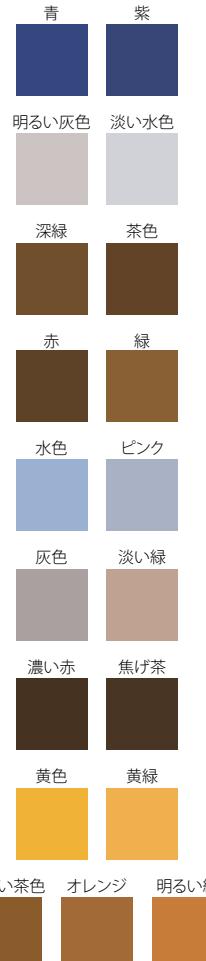
なお、スマートフォンのカメラを活用して色覚に障がいのある人の見え方をシミュレーションすることができるアプリがあります。

色覚に障がいのある人の見え方の例

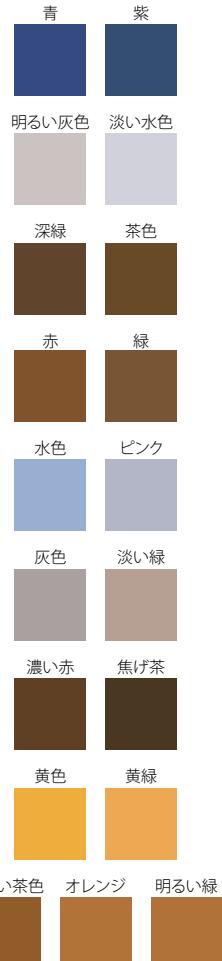
一般色覚者の見え方



P型(1型)の見え方



D型(2型)の見え方



※色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なります。

3. 色の表現方法

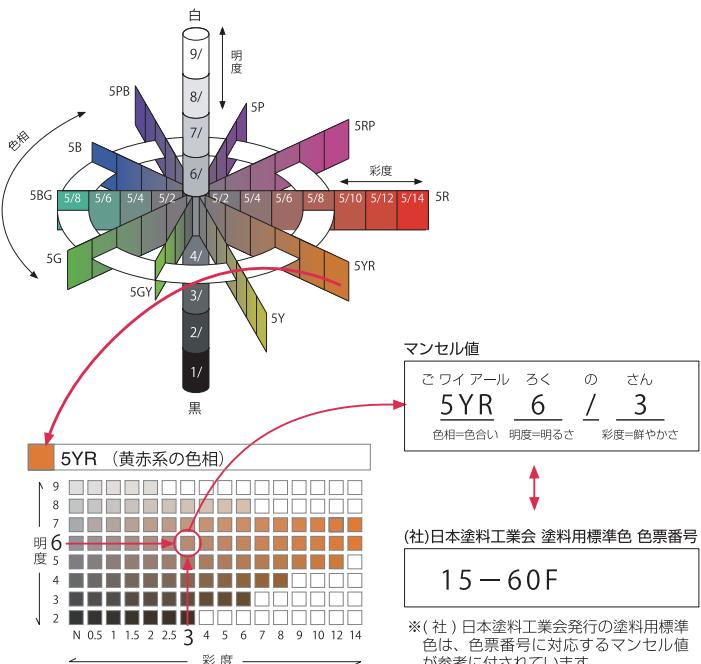
色を使って表現する場合は、色相や明度、彩度などの定量的な基準、見分けやすい配色を理解することが重要です。

●マンセル表色系

マンセル表色系を用いた定量的な色彩基準が定められています。

- ・色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色を赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)と、その段階を示す1から10までの数字を組み合わせて表記します。
- ・明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- ・彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味の無い鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- ・マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせて、例えば、5YR 6／3と表記します。

マンセル表色系の例



●見分けやすい配色（明度差（コントラスト）を明確にする）

- ・見分けやすい配色の基本は、明度差（コントラスト）に注意することが重要です。
- ・カラー表現されたものを白黒にすれば、区別しやすいかを確認することができます。
- ・明度差は3以上あると見分けやすいです。

色の組み合わせの例

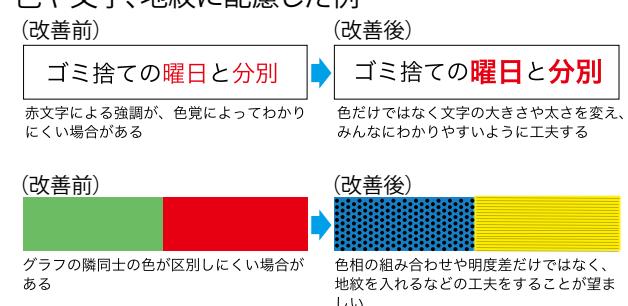


●多様な色覚に配慮した配色

区別しにくい配色は使わないようにすることが重要です。特に次の4点について注意が必要です。

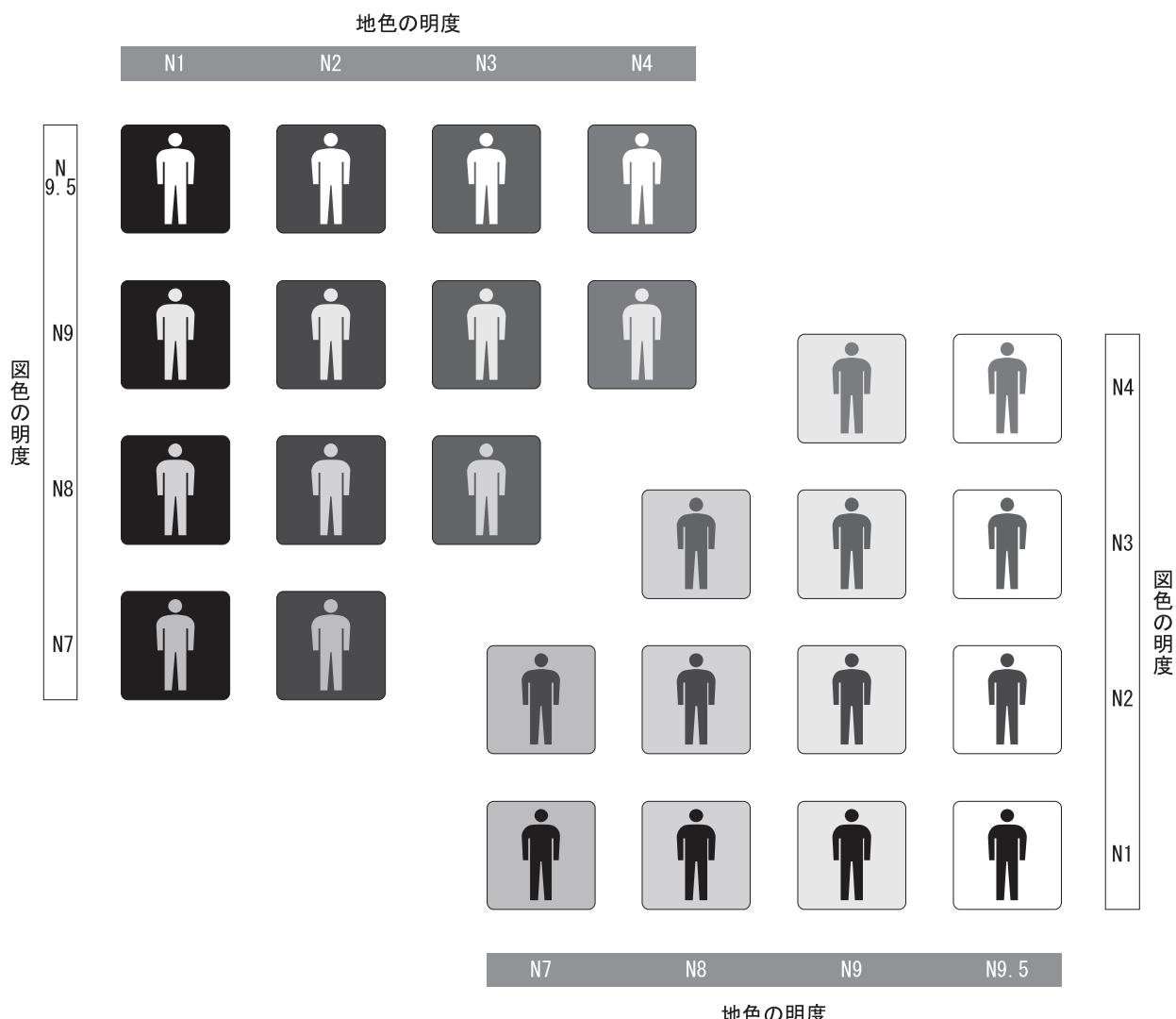
- ①赤と緑は区別しにくいので同時に使わないことが望されます。
- ②明度が確保できいても、色相が類似した色の組み合わせはできる限り避けましょう。
- ③赤を強調色として使う場合がありますが、赤は沈んで見えることに加え、黒と区別しにくい場合があります。文字の大きさを変えたり、太さを変えるなどの工夫が必要です。
- ④グラフで色分する場合には、地紋（模様やおパターン）等で区別しやすくなるよう工夫することが望されます。

色や文字、地紋に配慮した例



参考：図色と地色の明度対比

サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすくなります。



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)」(R7)
「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(R6)

みんなにわかりやすいサイン表示について

市民や来訪者が都市内での移動や活動を円滑に行えるよう、適切に案内・誘導するための都市サインを道路空間に設置しています。都市サインは、利用者が目的地に円滑に行けるように現在地や施設の位置関係をわかりやすく伝えます。

一般に、サインを作成する際には、適切に情報を提供できるよう、見やすい文字の書体、視認距離に応じた文字サイズや文字数、外国語の併記、全国で統一されたピクトグラム等の使用など、統一的なデザインとし、情報が途切れないよう周辺の公共施設等のサインデザインにも合わせる配慮が必要です。

■福岡市での設置事例



▲自動車系都市サイン
(運転中でも的確な案内が可能)



▲歩行系都市サイン
(現在地と目的地の位置を一目で認識可能)

ユニバーサルデザインフォントについて

見やすく読みやすい書体としてユニバーサルデザインフォント(UDフォント)がサインや広報などで広く使われるようになりました。文字の中の空間(ふところ)を広くして、可読性、視認性、判別性を向上させるように工夫したものです。ただし、多様なUDフォントがあり、それぞれに特徴があり、短い文章では効果的であっても、長い文章になると読みにくくなる場合もあります。

また、サインなどで白地に黒文字にする場合や黒地に白文字にする場合では、適切な文字の太さが異なります。

文字の特性を考慮して、目的に合った書体を選ぶようにしましょう。

■UDフォントの例

一般的なゴシック体

8 7 9 I | あゴば
UDフォントのゴシック体
8 7 9 I | あゴば

UDフォントのゴシック体の特長は、英数字や濁点・半濁点の違いの識別のしやすさです。

一般的な明朝体

読み書
士

UDフォントの明朝体は、細い線が見えにくい人にも読みやすい、横線が太めの明朝体です。

UDフォントの明朝体

読み書
士

ピクトグラムの例

案内用図記号(ピクトグラム)は、文字やことばにかわって、対象物や概念、状態に関する情報が一目でわかるメッセージです。2002年にJIS Z 8210として制定されて以降、改正が重ねられ、社会の変化に合わせて必要とされる図記号が随時規格化されています。

最新の情報については、国土交通省や交通エコロジー・モビリティ財団(<http://www.ecomo.or.jp>)のホームページにおいて閲覧できます。

公共・一般施設



案内
Information



案内所
Question & answer



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男女共用お手洗
All gender toilet



こどもお手洗
Children's toilet



男性
Men



女性
Women



障がいのある人が
使える設備
Accessible facility



スロープ
Slope



飲料水
Drinking water



喫煙所
Smoking area



チェックイン/受付
Check-in/Reception



忘れ物取扱所
Lost and found



ホテル/宿泊施設
Hotel/Accommodation



きっぷうりば/
精算所
Tickets/Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



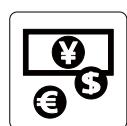
コインロッカー
Coin lockers



休憩所/待合室
Lounge/Waiting room



ミーティングポイント
Meeting point



銀行・両替
Bank, money exchange



キャッシュサービス
Cash service



郵便
Post



電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down



階段
Stairs



ベビーケアルーム
Baby care room



授乳室 (女性用)
Baby feeding room
(for women)



授乳室（男女共用）
Baby feeding room
(for men and women)



おむつ交換台
Diaper changing
table



クローケ
Cloak room



更衣室
Dressing room



更衣室（女性）
Dressing room
(women)



シャワー
Shower



浴室
Bath



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box



リサイクル品
回収施設
Collection facility
for the recycling
products



高齢者優先設備
Priority facilities for
elderly people



障害のある人・
けが人優先設備
Priority facilities
for injured people



内部障害のある人
優先設備
Priority facilities
for people with
internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先設備
Priority facilities
for people
accompanied with
small children



妊娠婦優先設備
Priority facilities
for expecting
mothers



高齢者優先席
Priority seats for
elderly people



障害のある人・
けが人優先席
Priority seats for
injured people



内部障害のある人
優先席
Priority seats for
people with
internal disabilities,
heart pacer, etc.



乳幼児連れ優先席
Priority seats for
people accompanied
with small children



妊娠婦優先席
Priority seats for
expecting mothers



ベビーカー^ー
Prams/Strollers



無線LAN
Wireless LAN



充電コーナー^ー
Charge point



自動販売機
Vending machine



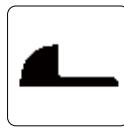
海外発行カード
対応ATM
ATM for
oversea cards



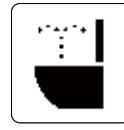
オストメイト用設備/
オストメイト
Facilities for Ostomy
or Ostomate



洋風便器
Sitting style
toilet



和風便器
Squatting style
toilet



温水洗浄便座
Spray seat



介助用ベッド
Care bed



ベビーチェア
Baby chair



着替え台
Changing board



カームダウン・
クールダウン
Caldown, cooldown

交通施設



航空機/空港
Aircraft/Airport



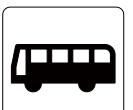
鉄道/鉄道駅
Railway/Railway station



船舶/フェリー/港
Ship/Ferry/Port



ヘリコプター/
ヘリポート
Helicopter/Heliport



バス/バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー/
タクシーのりば
Taxi/Taxi stop



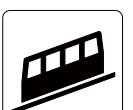
レンタカー
Rent a car



自転車
Bicycle



ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable rail way



駐車場
Parking



出発
Departures



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim



税関/荷物検査
Customs/
Baggage check



出国手続/入国手続/
検疫/書類審査
Immigration/Quarantine/
Inspection



駅事務室/駅係員
Station office/
Station staff



一般車
Car



レンタサイクル/
シェアサイクル
Rental bicycle
Bicycle sharing

商業施設



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier



コンビニエンスストア
Convenience store

観光・文化・スポーツ施設



展望地/景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場/プール
Swimming place



スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring



温泉
Hot spring



コミュニケーション
Communication
in the specified
language



靴を脱いでください
Take off your shoes



イヤホンガイド
Audio guide

安全



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency
telephone



非常ボタン
Emergency
button



広域避難場所
Safety
evacuation area



避難所（建物）
Safety
evacuation shelter



津波避難場所
Tsunami
evacuation area



津波避難ビル
Tsunami
evacuation building



列車の非常停止
ボタン
Emergency train
stop button



AED
(自動体外式
除細動器)
Automated external
defibrillator

禁止



一般禁止
General prohibition



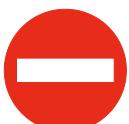
禁煙
No smoking



注記：火災予防条例で次の図記号の使用が規定されている場所には、
次の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



注意



観光・文化・スポーツ施設



一般指示
General mandatory



静かに
Quiet please



左側に
お立ちください
Please stand
on the left



右側に
お立ちください
Please stand
on the right



一列並び
Line up
single file



二列並び
Line up
in twos



三列並び
Line up
in threes



四列並び
Line up
in fours



矢印
Directional arrow



シートベルトを
締める
Fasten seat belt

災害種別一般



洪水/内水反乱
Flood from rivers/
Flood from
inland waters



土石流
Debris flow



津波/高潮
Tsunami/
Storm surges



崖崩れ・地滑り
Steep slope
failure, landslide



大規模な火事
Fire disasters

洪水・堤防案内



洪水
Flood



堤防
Levee

JIS Z 8210付属書JA (参考)

<商業施設>



店舗/売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers,
magazines



薬局
Pharmacy



理容/美容
Barber/
Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery
service

＜観光・文化・スポーツ施設＞



公園
Park



博物館／美術館
Museum



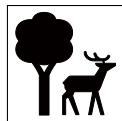
歴史的建造物 1
Historical monument 1



歴史的建造物 2
Historical monument 2



歴史的建造物 3
Historical monument 3



自然保護
Nature reserve



スポーツ活動
Sporting activities



スカッシュコート
Squash court



スキーリフト
Ski lift



腰掛け式リフト
Chair lift

＜安全＞



非常口
Emergency exit



飲食禁止
Do not eat or
drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

＜指示＞



安全バーを閉める
Close overhead
safety bar



安全バーを開ける
Open overhead
safety bar



スキーの先を上げる
Raise ski tips



ヘルプマーク
Help mark

付属書JD（規定）

援助や配慮を必要としている方が、身に付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示

[福岡市独自のピクトグラム]

福岡市独自のものとして、地下鉄出入口や路線を表すピクトグラムを作成しています。



地下鉄駅
Subway Station



地下鉄空港線
Subway Airport Line



地下鉄箱崎線
Subway Hakozaki Line



地下鉄七隈線
Subway Nanakuma Line

[認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き（福岡市）]

福岡市が作成する「認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き」において推奨するピクトグラムです。従来のピクトグラムと併記することで認知症の人が迷うことなくトイレを選択することができます。



女性用トイレ

(推奨色:5R 4.0/6.0)※ (推奨色:10B 4.0/6.0)※



男性用トイレ



バリアフリートイレ

(推奨色:7.5GY 4.0/6.0)※

※（ ）は地色のマンセル記号を表します。マンセル記号については、P385の「●マンセル表色系」を参照してください。

（備考）

扉全体のように大きな面積で色彩を表示する場合の色彩など、詳しくは「認知症の人にもやさしいトイレサインの手引き」を参照してください。

福岡市 外国語表記の手引きについて

福岡市では、外国人に分かりやすい情報提供を進めるため、平成17年に「外国人への情報提供の手引き」を策定し、全市的に統一性のある分かりやすい情報提供を目指し、改訂を重ねてきました。

令和5年3月に、昨今の福岡市で生活する在住外国人の増加や、観光庁による「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(平成26年3月)」の策定等を踏まえ、名称を「福岡市 外国語表記の手引き」に改めるとともに、内容の改善を図りました。

この改訂では、外国人にとって、より分かりやすい情報提供を行うには、案内サインや看板、印刷物、ホームページなどの外国語表記、また、ＩＣＴツールなどについて、統一性のあるものにする必要があるため、福岡市役所が用いる英語・中国語・韓国語の表記について、一般的な基準を追加するとともに、地名等を記載した対訳表の充実を図ったものです。

※各事業者や市民の皆さんにおかれましても、必要に応じて参照してください。

※施設管理者等が既に使用している既存の外国語表記がある場合等、他の表記方法を用いることや、現在の運用を妨げるものではありません。

◇多言語対応の基本的な考え方

- ① 英語対応を基本とし、地域や施設の特性及び視認性などを考慮したうえで、必要に応じて、中国語(簡体字)・韓国語、さらにはその他の言語を含めた多言語化や、「やさしい日本語」の活用(※1)を検討します。
- ② 伝えたいことを整理し簡潔に書くことや、専門用語を避け、外国人にとって分かりにくい制度や習慣などについては、説明をつけるなど、外国人にも分かりやすい文章表現を心がけます。
- ③ 「案内サイン」については表示スペースが限られているため、多言語表記の推進にあたっては、必要な情報を取捨選択し、視認性の確保に十分留意する必要があります。(※2)(※3)
- ④ ピクトグラムや駅名・駅路線名のナンバリングなどを効果的に活用するとともに、翻訳アプリなどのＩＣＴの活用など、多言語表記を補完するツールを有効に活用します。その際には、各種ツールの整合性についても留意します。(※4)
- ⑤ 施設管理者等が既に施設の外国語表記を規定している場合や、既に使用している既存の外国語表記がある場合に、現在の運用を妨げるものではありません。また、デザイン等の観点から、本手引きと違う対応をすることを否認するわけではありません。

※1 外国人に日本語で情報提供するための工夫であり、例えば、日本語にルビをふる、難しい日本語を言い替えるなどです。「やさしい日本語」は、福岡市作成の『使ってみよう「やさしい日本語」』をご覧ください。

※2 案内サインのうち、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下、「標識令」)に基づき設置されている道路案内標識の英語表記は、法令を優先します。

※3 案内サインにおける文字等の書体や大きさについては、外国語表記が小さくなりすぎないように十分留意するなど、見やすさへの配慮が必要ですが、多言語対応に関する考え方の範疇から離れるサインの配置方法や文字の大きさ等については、特段記載しないこととします。

※4 案内サインの多言語表記が英語のみの場合は、英語以外の言語で作成するパンフレットに記載する固有名詞等について、案内サインの表記と同一の英語もしくは日本語を併記することが望まれます。

出典:「福岡市 外国語表記の手引き」(2023年3月 福岡市)

◇多言語対応の基本的な考え方

(参考)福岡市版対訳表(抜粋)

大区分	中区分	日本語	英語	中国語(簡体字)	韓国語
1 交通施設	鉄道	九州新幹線	Kyushu Shinkansen	九州新干线	규슈신칸센
2 交通施設	鉄道	JR鹿児島本線	JR Kagoshima Main Line	JR铁路鹿儿岛干线	JR가고시마본선
3 交通施設	鉄道	JR筑肥線	JR Chikuhi Line	JR铁路筑肥线	JR지쿠하선
4 交通施設	鉄道	JR博多駅	JR Hakata Station	JR铁路博多站	JR하카타역
5 交通施設	鉄道	在来線	Conventional Lines	非新干线铁路 / JR九州线	재래선
6 交通施設	鉄道	新幹線	Shinkansen	新干线	신칸센
7 交通施設	鉄道	西鉄 天神大牟田線	Nishitetsu Tenjin-Omuta Line	西铁天神大牟田线	니시테쓰 덴진오무타선
8 交通施設	鉄道	西鉄 貝塚線	Nishitetsu Kaizuka Line	西铁贝塚线	니시테쓰 가이즈카선
9 交通施設	鉄道	西鉄 福岡(天神)駅	Nishitetsu Fukuoka (Tenjin) Station	西铁福冈(天神)站	니시테쓰 후쿠오카(덴진)역
10 交通施設	地下鉄	地下鉄 空港線	Subway Airport Line	地铁机场线	지하철 공항선
11 交通施設	地下鉄	地下鉄 箱崎線	Subway Hakozaki Line	地铁箱崎线	지하철 하코자키선
12 交通施設	地下鉄	地下鉄 七隈線	Subway Nanakuma Line	地铁七隈线	지하철 나나쿠마선
13 交通施設	地下鉄	地下鉄 天神駅	Subway Tenjin Station	地铁天神站	지하철 덴진역

出典:「外国人への情報提供の手引き 福岡市版対訳表」

使ってみよう「やさしい日本語」について(一部抜粋)

◇「やさしい日本語」とは

「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のことです。災害時の緊急情報や行政情報の発信はもちろん、普段のコミュニケーションにおいても有効です。

「やさしい日本語」は、その有効性から日本全国での活用が広がっています。

普段使っている言葉を、「やさしい日本語」に変換する際にはいくつかのポイント(使ってみよう「やさしい日本語」(2023年3月一部改訂)参照)があります。このポイントを押さえれば、誰でも迅速にわかりやすい情報発信をすることが可能です。

◇「やさしい日本語」ができたきっかけ

1995年1月の阪神・淡路大震災では、日本人だけでなく日本にいた多くの外国人も被害を受けました。その中には、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人もいました。

そこで外国人が災害発生時に適切な行動をとれるよう、災害情報を「迅速に」「正確に」「簡潔に」伝えるために、弘前大学の(旧)社会言語学研究室により提案されたのが「やさしい日本語」です。

◇多言語での情報発信の限界

福岡市には2022年12月現在で、140か国以上の外国人が居住しており、様々な国の言語に対応していくことには限界があります。「やさしい日本語」を活用すれば、さまざまな国籍の外国人に情報を発信することが可能となります。

◇「やさしい日本語」の作り方

普段私たちが使っている言葉を「やさしい日本語」にするうえで、いくつかのポイントがあります。これらのポイントを押さえることで、「やさしい日本語」は分かりやすくなり、より効果的に情報の発信を行うことができるようになります。

「やさしい日本語」への言い換えの例

難しい言葉を避け、簡単な語彙を使いましょう。

- ・「今朝」を<**きょう あさ**>のように言い換える
- ・「危険」を<**あぶ**>のように言い換える
- ・「確認する」を「**よく見る**」のように言い換える
- ・「警戒する」を「**きをつける**」のように言い換える
- ・「亀裂が入ったりしている建物」を<**じしん たてもの** 地震で こわれた 建物>のように言い換える

※簡単な語彙と、使える漢字の目安:日本語能力試験出題基準3級・4級(N4・N5相当)
小学2、3年生の国語の教科書で習得する程度です

◇「やさしい日本語」便利ツール

「やんしす」YAsashii Nihongo Slen System (東北大学大学院工学研究科伊藤彰則研究室)

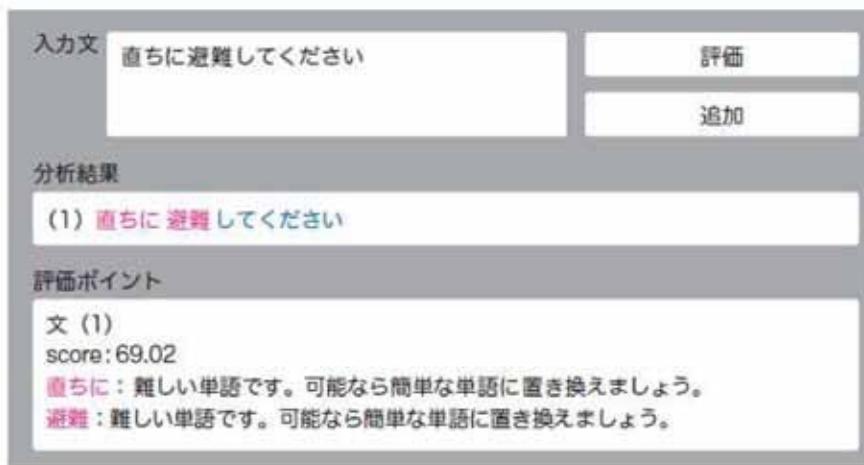
外国人にとってどのような単語や表現が「やさしい日本語」なのでしょう。慣れないうちは難しく感じるかもしれません。

「やんしす」は日本語が苦手な外国人に代わって、文の中の難しい部分を指摘するアプリです。

作った文を入力すると、外国人にとって難しい部分が赤やピンクで表示されます。

「やんしす」とやりとりしながら文章を修正することで、より「やさしい日本語」を作ることができます。

アプリ操作画面の例



パソコン：<http://www.spcom.ecei.tohoku.ac.jp/aito/YANSIS/>

※アンドロイド用アプリもあります

やんしす Google Play 検索



3-2.関係法令等 〔別冊〕

『3-2.関係法令等〔別冊〕』は福岡市ホームページ
〈福祉のまちづくり条例〉に掲載しています。
閲覧・ダウンロードはこちらから行ってください。

参考文献等

本書の作成にあたり、次の図書等を参考にさせていただきました。

参考文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省／令和7年5月
- ・バリアフリー法逐条解説(建築物)2021年版 日本建築行政会議／令和3年9月
- ・バリアフリー法逐条解説(建築物)追補版 日本建築行政会議／令和7年3月
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両編) 国土交通省／令和7年9月
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版) 国土交通省／令和4年
- ・旅客船バリアフリーガイドライン 国土交通省海事局安全政策課／令和3年
- ・道路の移動等円滑化に関するガイドライン 国土交通省道路局／令和6年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都／令和5年
- ・福岡県福祉のまちづくり条例 手引書 福岡県／平成25年
- ・機械式駐車場技術基準・同解説2023年版 公益社団法人立体駐車場工業会／令和5年12月
- ・JIS A 4301、JIS T 0103、JIS T 0921、JIS T 0922、JIS T 9201、JIS T 9203、JIS T 9208、JIS T 9251、JIS S 0026、JIS Z 8210
／一般財団法人日本規格協会
- ・TOTOバリアフリーブック[パブリックトイレ編]2021.2／TOTO株式会社

資料提供

- ・ワン・フクオカ・ビルディング (<https://onefukuoka-building.jp/>)
- ・博多マルイ (<https://www.0101.co.jp/090/>)
- ・京王プラザホテル (<https://www.keioplaza.co.jp/>)
- ・mamaro (<https://www.trim-inc.com/mamaro>)
- ・特定非営利活動法人日本視覚障がい者情報普及支援協会 (<https://www.javis.jp/>)

福岡市バリアフリー整備研究会

施設整備マニュアルの改訂にあたり、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、3回の研究会を開催して専門的・技術的な面から研究、協議を行い施設整備マニュアルに反映しました。

開催時期と内容

開催時期	内容
令和6年(2024年) 8月5日	第1回福岡市バリアフリー整備研究会 ・施設整備マニュアル改訂について
令和7年(2025年) 2月28日	第2回福岡市バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応案について ・利用当事者向けアンケート調査結果について ・認知症の人にもやさしいデザインの基準化について ・国の各種整備ガイドラインとの重複内容の掲載方針について ・施設整備マニュアル改訂検討の経過報告
令和7年(2025年) 7月29日	第3回バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応案について ・施設整備マニュアル改訂案について

委員名簿

分野	氏名	所属
建築	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授 ※副会長
建築	松野尾 仁美	九州産業大学 建築都市工学部 教授
土木	羽野 晓	九州大学 キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室 特任准教授
視覚記号	佐藤 優	九州大学 名誉教授 神戸芸術工科大学 名誉教授 ※会長
社会福祉	鬼崎 信好	久留米大学大学院 比較文化研究科 客員教授
情報デザイン	定村 俊満	公益社団法人 日本サインデザイン協会 常任理事
視能訓練	山田 敏夫	日本ロービジョン学会 評議員(視能訓練士)
理学・作業療法	松野 浩二	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団 (理学療法士)
障がい者団体関係者	清水 邦之・明治 博	NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会
高齢者団体関係者	行友 ハルミ・長 ハル	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長

あとがき

今回の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正及び施設整備マニュアルの改訂にあたっては、関係法令やガイドライン等の改正に基づき、トイレの分散利用のための整備方法の例示、車椅子使用者用駐車施設の適正利用の考え方などの内容の充実を図りました。

あわせて、本市独自の取組みとして、視覚障がい者の安全性確保を条件に歩道と車道の接続部分の段差は0cmを標準としました。また、令和2年に策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」をもとに認知症の人に配慮した整備内容を誘導基準等に位置づけました。

最後に、今回の研究会では引き続き検討の必要があると考えられる意見として、下記の項目があげられました。

■心のバリアフリーのさらなる推進(利用マナー向上の啓発)

車椅子使用者やオストメイト等が利用可能なトイレの整備は進んでいるものの、一般トイレを利用できる人が長時間にわたり使用することなどにより、そこしか使えない利用者が当該トイレを利用できない問題が生じています。トイレのほか、エレベーターも同様の状態です。

利用マナー向上を促し、だれもが気持ちよく利用できるよう、人を思いやる気持ちを醸成する心のバリアフリーをさらに推進する必要があります。

■施設づくりにおける利用者等の参加や検証

公共性の高い施設の整備については、官民に関わらず、ユニバーサルデザインの理念に基づいた計画、設計や既存施設の検証を行うことが重要です。

そのため、今後も引き続き、公共施設の改修等において障がい当事者の意見などを聴取する制度である「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」を運用するとともに、公共・民間問わず、今まで以上に施設づくりに利用者等が参加しやすい仕組みを検討する必要があります。

■認知症に関する理解の促進

高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備群といわれています。認知症は誰もがなりうるものであることを踏まえ、今回のマニュアル改訂で認知症の人に配慮した整備内容を誘導基準等に位置づけました。認知症の人が暮らしやすい環境づくりのためにも、今後は建物の所有者・管理者等の理解・協力が重要になります。あわせて、周囲の人々も認知症の人と接する際の心がまえを備えておくことが重要であるため、認知症に関する理解の促進を図る必要があります。

■性的マイノリティに関する支援

性的マイノリティは日本の人口の約10%とも言われており、多くの方々は、社会の「当たり前」によってさまざまな困難に直面しています。例えば、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)のなかには、外出時にトイレの利用しづらさを感じている人がいます。

すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが互いに多様性を認め合うまちの実現のため、施設整備においても、ハード・ソフトの両面から継続的に研究することが重要です。

これらの内容については、官民が連携して、福祉のまちづくりを推進していくことができるよう今後も研究・研鑽していくことが望まれます。

令和7年12月
福岡市バリアフリー整備研究会

福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル改訂版 2025

平成 11 年(1999年) 3 月 初 版
平成 16 年(2004年) 4 月 第 2 版
平成 20 年(2008年) 12 月 第 3 版
平成 26 年(2014年) 11 月 第 4 版
令和 2 年(2020年) 2 月 第 5 版
令和 7 年(2025年) 12 月 第 6 版

編集・発行:福岡市福祉局生活福祉部地域共生課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-733-5344
FAX 092-733-5914
E-mail chiiikikyousei.PWB@city.fukuoka.lg.jp



このマークは、福岡市福祉のまちづくり
条例に適合した高齢者、障がい者等に
配慮された施設を表します。

定価／ 円
(税込み)